

令和2年5月19日

保護者の皆さまへ

敦賀市立沓見小学校  
校長 木下 達也

## 新型コロナウイルス感染症拡大予防について(お願い)

全国に発出されていた緊急事態宣言が福井県において解除されたのを受けて、ようやく子どもたちの登校が可能となりました。これまで、保護者の皆さまにはいろいろとご心配、感染症予防のためのご配慮、学習に対する支援等、ご協力いただき、本当にありがとうございます。

ただ、新型コロナウイルス感染が終息したとは言えず、今後も引き続き感染予防に努めなければなりません。子どもたちの登校時には以下のような対応で、感染拡大予防に努めてまいります。

ご協力をよろしくお願いいたします。

### [登校前にご家庭でしてほしいこと]

○毎朝、検温し健康状態を「健康観察表」に記入、保護者印を押印し持参させてください

その結果、以下の場合には学校に欠席連絡をお願いします(出席停止となります)。

- 症状例
- ・発熱(37.0度以上)、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等の風邪の症状がある場合
  - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
  - ・匂いや味がわからない症状(嗅覚・味覚異常)がある場合
  - ・同症状のある家族がいる場合

○登校時にはマスクを着用し、清潔なハンカチ等を持参させてください

- ・市販のマスクである必要はありません。手作りマスク等で代替してください。
- ・毎日、手洗い用のハンカチ等を2枚程度準備してください。



### [児童玄関等での対応]

○児童玄関等で、教員により検温の確認の言葉かけをします

検温をしてきた児童は、石けんを使ってしっかり手洗いをします。

検温をできなかった児童・保護者印を忘れてしまった児童は、すぐに教員の指示で検温します。

→手洗い後、教室前廊下で「健康観察表」を担任に提出し、教室に入ります。

学校で検温した結果、発熱症状で37.0度以上あった場合は下校となります。

※登校後は、通学による運動で体温が高くなる可能性があります。37.0度以上の児童は自宅療養とするのは県の指示です。忘れずにご家庭で検温をさせてください。

※なお、風邪症状や37.0度以上の児童は保健室での待機や療養はできません。ご了承ください。

○活動途中で、風邪症状や37.0度以上の発熱が認められた場合は、自宅療養となります

保護者に連絡をし、すぐに帰宅させ、休養させます(出席停止となります)。

お子様に微熱や風邪症状がある場合は、自身の抵抗力が落ちていると考えられ、感染リスクが高くなります。休養をとり免疫力を上げることが大切です。また、万が一感染していたとしたら、友達に感染させないためにみんなとの交流を回避しなければなりません。目に見えないウイルスを想定しての感染拡大予防となります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。